

申込にかかる同意書

※同意欄に☑をつけ、署名欄に自筆で署名をお願いいたします。

確認・同意事項		同意欄	
		父	母
1	申込の内容が、事実と異なる場合は、入園の内定や決定を取り消すことがあります。	☐	☐
2	入所の選考は締切日までに提出された方で行います。締切後の申込については次回調整いたします。 なお、申込提出後に書類不備等があった場合、指定日までに書類を提出された方のみ選考対象とし、提出されない方は次回調整いたします。	☐	☐
3	申請内容に変更が生じた場合は、必ず届出ください。特に認定理由が変更になる場合(退職した場合など)は、必ず届出ください。届出をせず、入所を続けていると発覚した場合はその月の末日をもって退所となります。	☐	☐
4	求職活動中で認定された場合、保育所利用期間は3ヶ月以内、保育時間は保育短時間(8時間)となります。支給認定期間内に就労できない場合、いかなる理由があっても退園となります。	☐	☐
5	出産に伴い退職した場合は、育児休業にあたりません。産前・産後による保育もしくは求職活動中での認定になります。	☐	☐
6	在園中、出産、育児休業を取得する場合は、それを証明する就労証明書の提出をしてください。また、職場復帰後2週間以内に就労証明書を提出してください。提出されないときは、退園となる場合があります。	☐	☐
7	証明書の記載内容に不明なところがある場合、証明書発行機関に問い合わせいたします。	☐	☐
8	就労にて契約更新等が見込めない場合、契約満了日が認定満了日となります。また他の証明書でも、記載内容を確認し保育認定期間を決定いたします。	☐	☐
9	市から認定・入所承諾・保育料を算定するにあたり、書類の提出を求められた場合は期日までに必ず提出します。	☐	☐
10	保育園での保育時間は、保護者の勤務時間等に応じて決定いたします。買い物や保護者の食事、夕食等の準備等は保育時間に含まれません。	☐	☐
11	在園中に、世帯構成員・住所等に変更があった場合、必ず変更手続きをしてください。	☐	☐
12	変更申請にもとづき認定内容、保育期間、保育時間、保育料等の変更をする場合は、申請の翌月からとなります。	☐	☐
13	新規申請の場合、育児休業中の保育所利用はできません。ただし、職場復帰1ヶ月前からに限り保育所利用が可能です(職場復帰が1日の場合前月1日より利用可能。職場復帰が月途中の場合その月の1日から利用可能)。	☐	☐
14	職場復帰を理由に入園決定をした場合、入園後1ヶ月以内に職場復帰してください。なお職場復帰後2週間以内に再度「就労証明書」を必ず市に提出ください。	☐	☐
15	いずれの場合においても、職場復帰後2週間以内に就労証明書を提出しない場合は、退園となる場合があります。	☐	☐
16	支給認定後に育児休業を延長した場合や、職場復帰せず退職された場合、決定を取り消し退園といたします。	☐	☐
17	市や園からの連絡には必ず応じます。電話に出られないなどの事情がある場合にも、必ず折り返し連絡をしてください。	☐	☐
18	市からの連絡に応じない場合については、市職員が保護者の職場へ訪問または、電話をし、保護者と連絡をとります。	☐	☐
19	保育料は決められた期日までに必ず支払います。滞納がある場合は自宅・保育園・勤務先・祖父母等に電話や訪問による確認を行うことがあります。	☐	☐
20	保育料に未納が生じた場合は、児童手当を未納額にあてることに同意します。	☐	☐

保育所入所申込にあたり上記事項を確認し、同意いたします。
また、入園後も同意事項を遵守し、手続きすることに同意いたします。

令和 年 月 日

同意する者 父

同意する者 母